

堺市公報 第259号	令和5年3月24日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	3
<告示>	
○令和4年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	11
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	11
○堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設についての一部改正について	

【健康福祉局保健所環境薬務課】	12
○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部改正について	
【健康福祉局保健所環境薬務課】	12
○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局土木部路政課】	15
○道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	16
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	19
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	19
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について	
【健康福祉局保健所感染症対策課】	22
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	24
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	25
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	32
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	32
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	32
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	33
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	35
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	35
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	36

○建築基準法に基づく道路の位置の指定について  
**【建築都市局開発調整部宅地安全課】** …………… 36

○建築基準法に基づく道路の位置の指定について  
**【建築都市局開発調整部宅地安全課】** …………… 37

○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について  
**【建築都市局開発調整部宅地安全課】** …………… 37

○都市計画法に基づく工事の完了について  
**【建築都市局開発調整部宅地安全課】** …………… 37

○都市計画法に基づく工事の完了について  
**【建築都市局開発調整部宅地安全課】** …………… 38

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について  
**【農業委員会事務局】** …………… 39

<議会告示>

○令和4年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について  
**【議会事務局総務課】** …………… 39

## 規 則

堺市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第15号

### 堺市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成8年規則第96号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「規定により」を削る。

第10条第5項中「規定により定める手当の」を「規則で定める」に改める。

第12条第1項中「公園事務所」を「河川水路課又は公園事務所」に改め、同条第3項中「地域整備事務所」の次に「、河川水路課」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第84号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第21条第4項において準用する同規則第19条第3項の規定により、市長の令和4年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 閲覧開始の日  
令和5年3月31日（金）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
午前9時から午後5時15分まで

## 堺市告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776004323
事業所名称	えがおケアプランセンター
事業所所在地	堺市堺区向陵西町一丁5番5-309号
指定の申請者	合同会社マエダ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵西町一丁5番5号
代表者名	前田教嗣
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	居宅介護支援

## 堺市告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2766590554
事業所名称	訪問看護ステーション せどな
事業所所在地	堺市北区宮本町4-3
指定の申請者	シュプリーム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区中津一丁目3番11-1104号
代表者名	小早川准子
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090597
事業所名称	かけはし訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区緑ヶ丘北町4丁2-15
指定の申請者	株式会社かけはし
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区緑ヶ丘北町四丁4番24号
代表者名	中村恭子
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776503415
事業所名称	千晴デイサービス
事業所所在地	堺市北区百舌鳥陵南町3丁400番地5
指定の申請者	株式会社香川
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区金岡町2203番地
代表者名	香川千晴
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776103315
事業所名称	ジーアール介護センター
事業所所在地	堺市中区東八田107番地2
指定の申請者	特定非営利活動法人グリーンレスト
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区草部1118番地3
代表者名	喜多克佳
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103315
事業所名称	ジーアール介護センター
事業所所在地	堺市中区東八田107番地2
指定の申請者	特定非営利活動法人グリーンレスト
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区草部1118番地3
代表者名	喜多克佳
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

~~~~~

堺市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590554              |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション せどな          |
| 事業所所在地     | 堺市北区宮本町4-3              |
| 指定の申請者     | シュプリーム株式会社              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区中津一丁目3番11-1104号 |
| 代表者名       | 小早川准子                   |
| 指定年月日      | 令和5年3月1日                |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766090597          |
| 事業所名称      | かけはし訪問看護ステーション      |
| 事業所所在地     | 堺市堺区緑ヶ丘北町4丁2-15     |
| 指定の申請者     | 株式会社かけはし            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区緑ヶ丘北町四丁4番24号 |
| 代表者名       | 中村恭子                |
| 指定年月日      | 令和5年3月1日            |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護            |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103315       |
| 事業所名称      | ジーアール介護センター      |
| 事業所所在地     | 堺市中区東八田107番地2    |
| 指定の申請者     | 特定非営利活動法人グリーンレスト |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区草部1118番地3 |
| 代表者名       | 喜多克佳             |
| 指定年月日      | 令和5年3月1日         |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与       |



|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103315       |
| 事業所名称      | ジーアール介護センター      |
| 事業所所在地     | 堺市中区東八田107番地2    |
| 指定の申請者     | 特定非営利活動法人グリーンレスト |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区草部1118番地3 |
| 代表者名       | 喜多克佳             |
| 指定年月日      | 令和5年3月1日         |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売     |

~~~~~

#### 堺市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2796000418
事業所名称	SOMPOケア 三国ヶ丘 定期巡回
事業所所在地	堺市堺区中三国ヶ丘町七丁1番9
指定の申請者	SOMPOケア株式会社
主たる事務所の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号
代表者名	鷺見隆充
指定年月日	令和5年3月1日
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 堺市告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社Tsumugi	居宅介護	居宅支援sun つむぎ	大阪府堺市中区土師 町三丁3番13号	令和5年3月 1日
合同会社Tsumugi	重度訪問介護	居宅支援sun つむぎ	大阪府堺市中区土師 町三丁3番13号	令和5年3月 1日

## 堺市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社Lerond	計画相談支援	相談支援センター ろん	大阪府堺市堺区石津 北町112番地 2階	令和5年3月 1日

## 堺市告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
合同会社JMR	共同生活援助	グループホーム めぐみ	大阪府堺市北区百舌 鳥本町三丁406番地3	令和5年2月 28日
特定非営利活動法人 ソーシャルハウ スさかい	共同生活援助	グループホーム ぽこぽこ	大阪府堺市北区中百 舌鳥町二丁308番地の 1 A棟1階	令和5年2月 28日

## 堺市告示第92号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永藤英機

## 指定障害児相談支援事業者（指定日 令和5年3月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号

合同会社L e r o n d	大阪府堺市中 区福田1227番 地28	障害児相談 支援	相談支援セン ター ろん	大阪府堺市堺区 石津北町112番 地 2階	2776000198
-----------------------	---------------------------	-------------	-----------------	-----------------------------	------------

堺市告示第93号

堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設について（平成27年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表適応指導教室スプリングポートの項中「適応指導教室スプリングポート」を「教育支援教室スプリングポート」に改め、同表適応指導教室ユーアイルームの項中「適応指導教室ユーアイルーム」を「教育支援教室ユーアイルーム」に改める。

堺市告示第94号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表中

「

堺市立町家歴史館 清学院	堺市堺区北旅籠町西1丁3-13
-----------------	-----------------

を

」

堺市立町家歴史館 清学院	堺市堺区北旅籠町西1丁3-13	に
堺市立町家歴史館 井上関右衛門家住宅	堺市堺区北旅籠町西1丁3-22	

改め、同表適応指導教室スプリングポートの項中「適応指導教室スプリングポート」を「教育支援教室スプリングポート」に改め、同表土塔北（ちびっこ老人憩いの広場）の項、深井中町きんれんか公園予定地の項及び鳳南町第2公園の項を削り、同表中

下田緑地	堺市西区宮下町	を
------	---------	---

下田緑地	堺市西区宮下町	に、
赤坂台近隣センター多目的広場	堺市南区赤坂台2丁5-15	

城山台校区地域会館	堺市南区城山台2丁2番19号	を
-----------	----------------	---

ロハシス槇塚台南集会所	堺市南区逆瀬川842-6、畑1818-7	に、
タマタウン堺・泉ヶ丘集会所	堺市南区逆瀬川1280-56	
城山台校区地域会館	堺市南区城山台2丁2番19号	
城山台3丁集会所	堺市南区城山台3丁4-97	
府公社・城山台集会所	堺市南区城山台4丁2-65	

堺市立竹城やすらぎ荘	堺市南区竹城台4丁15-1	を
------------	---------------	---

堺市立竹城やすらぎ荘	堺市南区竹城台4丁15-1	に、
竹城台西部自治会集会所	堺市南区竹城台4丁15-9	

「

庭代台校区地域会館	堺市南区庭代台2丁9番1号	を
-----------	---------------	---

」

「

上北多目的広場	堺市南区庭代台1丁49—12	に、
庭代台ガーデンハウス集会所	堺市南区庭代台2丁4—27	
庭代台校区地域会館	堺市南区庭代台2丁9番1号	
庭代台3丁集会所	堺市南区庭代台3丁9—54	

」

「

晴美台東校区地域会館	堺市南区晴美台1丁30番18号	を
晴美台校区地域会館	堺市南区晴美台2丁16番4号	

」

「

晴美台校区地域会館	堺市南区晴美台1丁30番18号	に
府公社・晴美台集会所	堺市南区晴美台1丁32—31	
スマ・エコタウン晴美台集会所	堺市南区晴美台1丁38—21	
晴美台南校区地域会館	堺市南区晴美台2丁16番4号	
ガーデンハウス晴美台集会所	堺市南区晴美台4丁3—48	

」

改め、同表美木多校区地域会館の項中「美木多校区地域会館」を「檜尾自治会館」に改め、同表中

「

御池台校区地域会館	堺市南区御池台3丁1番37号	を
堺市立美木多喜楽荘	堺市南区美木多上135—11	

」

「

市公社・御池台分譲住宅集会所	堺市南区御池台2丁1-41
御池台ガーデンハウス集会所	堺市南区御池台2丁4-55
御池台L-12集会所	堺市南区御池台2丁23-4
御池台校区地域会館	堺市南区御池台3丁1番37号
美木多校区地域会館	堺市南区美木多上135-9、179-8
元美木多老人集会所	堺市南区美木多上135-11
ヴァンヴェールの丘集会所	堺市南区美木多上982-12

に

」

改め、同表三原台（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削り、同表中

「

和田ミニ・スポーツ広場	堺市南区和田487-2、495-1・2
-------------	---------------------

を

」

「

和田自治会集会所	堺市南区和田370-14
和田ミニ・スポーツ広場	堺市南区和田487-2、495-1・2
和田・小代集会所	堺市南区和田502-13、小代550-3

に

」

改め、同表堂之辻（ちびっこ老人憩いの広場）の項、黒土町公園予定地の項、新金岡2丁1番（ちびっこ老人憩いの広場）の項、新金岡2丁2番（ちびっこ老人憩いの広場）の項、新金岡2丁3番（ちびっこ老人憩いの広場）の項、新金岡3丁2番（ちびっこ老人憩いの広場）の項、金岡東F団地（ちびっこ老人憩いの広場）の項及び4の4（ちびっこ広場）（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削り、同表適応指導教室ユーアイルームの項中「適応指導教室ユーアイルーム」を「教育支援教室ユーアイルーム」に改め、同表小寺公園予定地の項及び小平尾（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削る。



堺市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類及び路線名  
府道 大阪高石線（新）
  
- 2 兼用工作物の位置  
北区新金岡町5丁1006番地内及び北区新金岡町5丁1007番地先
  
- 3 他の工作物  
新金岡町ブリック公園西部園路
  
- 4 他の工作物の管理者  
公園管理者 堺市長
  
- 5 管理の内容  
次の協定書のとおり  
協定書は省略し、堺市建設局土木部路政課に備え置いて、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。
  
- 6 管理の期間  
告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は当該位置の公園の供用を廃止する日まで

~~~~~

堺市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機



- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名      | 区間<br>から<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考    |
|----------|-----------------|--------|----------------|-------|-------|
|          |                 |        | 幅員m            | 延長m   |       |
| 大阪高石線(新) | 北区新金岡町5丁1007番地先 | 旧      | 25.00<br>25.00 | 25.03 | H0028 |
|          | 北区新金岡町5丁1006番地先 | 新      | 25.52<br>33.13 | 25.03 |       |



堺市告示第97号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称

新金岡町ブリック公園

2 兼用工作物の位置

北区新金岡町5丁1006番地内及び北区新金岡町5丁1007番地先

3 他の工作物

府道 大阪高石線（新）

4 他の工作物の管理者

道路管理者 堺市長

5 管理の内容

次の協定書のとおり

協定書は省略し、堺市建設局公園緑地部公園監理課に備え置いて、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の公園の供用を廃止する日又は当該位置の道路の供用を廃止する日まで

公 告

堺市公告第225号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類、予防接種の対象者

| 予防接種の種類                       | 予防接種の対象者の範囲                                                       |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ロタウイルス                        | 堺市内に居住する生後6週から生後32週に至るまでの間にある者                                    |
| ヒブ                            | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者                                    |
| 小児用肺炎球菌                       | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者                                    |
| B型肝炎                          | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者                                             |
| 四種混合<br>(ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオ) | 堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者                                    |
| 三種混合<br>(ジフテリア、破傷風及び百日せき)     | 堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者                                    |
| ポリオ                           | 堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者                                    |
| 二種混合2期<br>(ジフテリア及び破傷風)        | 堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者                                              |
| BCG                           | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者                                             |
| 麻しん・風しん1期                     | 堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者                                   |
| 麻しん・風しん2期                     | 堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの |

|         |                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 風しん5期   | 堺市内に居住する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。 |
| 水痘      | 堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者                                                                             |
| 日本脳炎1期  | 堺市内に居住する生後6月から生後90月に至るまでの間にある者                                                                              |
| 日本脳炎2期  | 堺市内に居住する9歳以上13歳未満の者及び特例対象の者                                                                                 |
| 子宮頸がん予防 | 堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子及びキャッチアップ接種の対象の者                                         |

2 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.2℃以上（風しん5期の対象者にあつては体温が37.5℃以上）の者をいう。）
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 麻しん・風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、接種前3か月以内に

- ガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (9) ロタウイルスに係る予防接種の対象者にあつては、先天性消化管障害を有する者（なお、手術等により治療が完了した場合は、接種を受けることができる可能性がある。）  
、腸重積症にかかったことのある者及び重症複合免疫不全を有する者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際のラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

堺市公告第226号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 予防接種の種類  
高齢者の肺炎球菌
- 2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する者（過去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。）

- (1) 昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の者
- (2) 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の者
- (3) 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の者
- (4) 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の者
- (5) 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の者
- (6) 昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の者
- (7) 昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の者
- (8) 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の者
- (9) 接種日現在において、60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

3 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 4,000円

6 自己負担金免除対象者

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者

7 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.0℃以上の者をいう。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
- (4) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者

8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有す

る者

- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみ  
られた者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者又は近親者に先天性免疫不全症の  
者がいる者
- (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

~~~~~

堺市公告第227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次の  
とおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
泉ヶ丘地区センター専門店街（南側）C  
堺市南区茶山台1丁2-3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
南海電気鉄道株式会社  
代表取締役 遠北 光彦  
大阪市中央区難波五丁目1番60号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,283.71平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
978平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和4年4月4日



~~~~~

堺市公告第228号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年3月8日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |                | 利用権を設定する農地 |       |      |                     |                | 利用権を設定する者(貸手) |                   | 設定する利用権          |          |           |       |          |
|------------------|----------------|------------|-------|------|---------------------|----------------|---------------|-------------------|------------------|----------|-----------|-------|----------|
| 住所               | 氏名             | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容               | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区石原町4丁190番地   | 田中 幹庸          | 中区上之       | 276   | 田    | 707                 | 堺市中区上之287番地    | 高塚 洋三         | 使用貸借による権利         | 田として利用           | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 307   | 田    | 290                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
|                  |                |            | 1120  | 田    | 155                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
|                  |                |            | 1121  | 田    | 251                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司          | 中区深井畑山町    | 60-1  | 畑    | 1,262               | 堺市東区菩提町5丁205番地 | 寺山 寛美         | 使用貸借による権利         | 畑として利用           | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 60-2  | 田    | 925                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
| 堺市南区槇塚台3丁1番7号    | 特定非営利活動法人ASUの会 | 南区榎        | 213-1 | 田    | 274                 | 堺市南区榎329番地     | 西條 清          | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 田として利用           | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 215-1 | 田    | 663                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
| 堺市北区野遠町270番地2    | 石川 繁樹          | 北区野遠町      | 453-1 | 田    | 1,028               | 堺市東区石原町4丁74番地  | 植木 正尋         | 使用貸借による権利         | 田として利用           | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 603-1 | 田    | 1,929               |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
| 堺市南区庭代台4丁36番3号   | 日高 三仁          | 南区富蔵       | 605-1 | 田    | 1,203               | 堺市南区畑501番地     | 北井 義正         | 使用貸借による権利         | 田として利用<br>畑として利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 332   | 田    | 961                 |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
| 堺市北区野遠町543番地1    | 坂本ファーム株式会社     | 北区野遠町      | 333   | 田    | 1,269               | 松原市天美北5丁目5番28号 | 坂本 恵司         | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用           | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -     | -        |
|                  |                |            | 334   | 田    | 1,236               |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
|                  |                |            | 335   | 田    | 1,087               |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
|                  |                |            | 336   | 田    | 1,173               |                |               |                   |                  |          |           |       |          |
|                  |                |            | 337   | 田    | 1,051               |                |               |                   |                  |          |           |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)     |                 | 利用権を設定する農地 |            |                      |           | 利用権を設定する者(貸手)                          |                       |                           |            | 設定する利用権  |           |           |              |  |
|---------------------|-----------------|------------|------------|----------------------|-----------|----------------------------------------|-----------------------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|--|
| 住所                  | 氏名              | 所在         | 地番         | 現況<br>地目             | 地積<br>(㎡) | 住所                                     | 氏名                    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |  |
| 河内長野市本町<br>19番18-3号 | 合同会社Mo<br>narch | 南区稲葉2<br>丁 | 3006-<br>1 | 田                    | 690       | 堺市南区稲葉2<br>丁3013番地                     | 岩井 良一<br>岩井 智代子       | 使用貸借によ<br>る権利<br>(解除条件付)  | 畑とし<br>て利用 | 令和5年4月1日 | 令和8年3月31日 | -         | -            |  |
|                     |                 |            | 3007       | 482の<br>うち<br>437    |           |                                        |                       |                           |            |          |           |           |              |  |
| 堺市中区深阪6<br>丁16番3号   | 樋川 重廣           | 西区太平寺      | 201        | 田                    | 452       | 泉南市樽井4丁<br>目11番10号<br>堺市西区太平寺<br>585番地 | 辻 直子<br>辻 寿久<br>木寺 和代 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和5年5月1日 | 令和8年4月30日 | -         | -            |  |
|                     |                 |            | 202        | 田                    | 542       |                                        |                       |                           |            |          |           |           |              |  |
|                     |                 |            | 204        | 田                    | 1,193     |                                        |                       |                           |            |          |           |           |              |  |
| 堺市中区土師町<br>2丁11番20号 | 岡田 博司           | 東区北野田      | 655        | 田                    | 1,044     | 堺市中区深井中<br>町1391番地                     | 木下 ヨシエ                | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | -         | -            |  |
|                     |                 |            | 656        | 436の<br>うち<br>410.99 |           |                                        |                       |                           |            |          |           |           |              |  |
| 堺市中区辻之82<br>7番地     | 久保 勝            | 中区辻之       | 2016       | 田                    | 600       | 堺市中区辻之53<br>番地                         | 土山 英樹                 | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | -         | -            |  |
| 堺市中区新家町<br>679番地11  | 納 健二郎           | 美原区阿弥      | 159        | 田                    | 1,652     | 堺市美原区阿弥<br>135番地1                      | 喜田 康友                 | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和5年6月1日 | 令和8年5月31日 | -         | -            |  |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年3月8日 第E-28号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町3丁8番2、3

~~~~~

堺市公告第230号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年3月13日 第E-11号
- 2 対象区域 堺市南区三原台1丁3番1の一部、3番10、3番14

~~~~~

堺市公告第231号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。



令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和5年3月8日 第E-29号
  
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町3丁8番2
  
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和5年3月13日 第E-12号
  
  - 2 対象区域 堺市南区三原台1丁3番1の一部
  
  - 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課
- ~~~~~

堺市公告第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名     | 地番             | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|--------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年10月12日 | 堺宅地第P-340号 | 美原区真福寺 | 67番1及び314番1の一部 | 4.7       | 44.82     | 1         |

堺市公告第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番        | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年9月26日 | 堺宅地第P-341号 | 北区金岡町 | 1962番3の一部 | 4.7       | 20.17     | 1         |

堺市公告第235号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番        | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年12月5日 | 堺宅地第P-342号 | 北区金岡町 | 2187番4の一部 | 4.7       | 25.42     | 1         |

堺市公告第236号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名   | 地番          | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年12月20日 | 堺宅地第P-343号 | 東区丈六 | 332番5及び地先水路 | 4.7       | 28.68     | 1         |

堺市公告第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名        | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年12月9日 | 堺宅地第P-344号 | 東区日置荘西町七丁 | 545番1の一部 | 4.7       | 43.68     | 1         |

堺市公告第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日    | 承認番号       | 地名   | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|----------|------------|------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和5年2月1日 | 堺宅地第P-346号 | 東区草尾 | 368番8 | 4.7       | 42.31     | 1         |

## 堺市公告第239号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名      | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和5年1月10日 | 堺宅地第P-347号 | 西区鳳西町二丁 | 305番2の一部 | 4.7       | 14.02     | 1         |

## 堺市公告第240号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分       | 廃止年月日     | 承認番号       | 地名   | 地番                     | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----------|-----------|------------|------|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 一部<br>廃止 | 令和4年12月2日 | 堺宅地第P-345号 | 中区小阪 | 92番27の一部及び<br>92番28の一部 | 4.7       | 2.88      | 1         |

## 堺市公告第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの  
で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区高倉台一丁692番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

~~~~~

堺市公告第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの  
で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区宮山台一丁2番1及び2番39から2番41まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

堺市農業委員会  
会長 檀野隆一

[日時]

令和5年3月29日（水）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 令和5年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他

## 議会告示

堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の令和4年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

堺市議会議長 裏 山 正 利

1 閲覧開始の日

令和5年3月31日（金）

2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター

堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで